

川西市行政手続オンライン化検討委員会設置要綱（令和3年川西市訓令第17号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月10日

川西市長 越田 謙治郎

次の表中下線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
川西市行政手続オンライン化検討委員会設置要綱	川西市行政手続改革推進検討委員会設置要綱
(設置)	(設置)
第1条 川西市ICT総合戦略会議設置要綱（令和2年川西市訓令第8号）第7条の規定により、本市における行政手続のオンライン化を推進するため、川西市ICT総合戦略会議に川西市行政手続オンライン化検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。	第1条 川西市ICT総合戦略会議設置要綱（令和2年川西市訓令第8号）第7条の規定により、本市における行政手続改革を推進するため、川西市ICT総合戦略会議に川西市行政手続改革推進検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。
(所掌事務)	(所掌事務)
第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。	第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。
(1) 総務省策定の自治体デジタル・トラ	(1) 総務省策定の自治体デジタル・トラ

ンスフォーメーション（DX）推進計画に定められた特に国民の利便性向上に資する手続のオンライン化に関すること。

(2) 前号に掲げる手続以外の行政手続のうち、優先的にオンライン化を進めべき手続のオンライン化に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、行政手続のオンライン化に伴う諸課題に関すること。

別表（第3条関係）

総務部市民税課
総務部市税収納課
総務部資産税課
市民環境部市民課
福祉部障害福祉課
福祉部生活支援課
福祉部介護保険課
こども未来部こども支援課
健康医療部保健センター・予防歯科センター
健康医療部医療助成・年金課
健康医療部国民健康保険課

ンスフォーメーション（DX）推進計画に定められた自治体フロントヤード改革の推進に関すること。

(2) 川西市DX推進アクションプランに定められた次に掲げる取組みの推進に関すること。

ア 行政手続、市民相談等のオンライン化による「行かない市役所」の実現
イ デジタル技術の活用による「書かない・待たない窓口」の提供

(3) 前2号に掲げるもののほか、行政手続の改革推進に伴う諸課題に関すること。

別表（第3条関係）

総務部総務課
総務部市民税課
総務部市税収納課
総務部資産税課
市民環境部生活安全課
市民環境部市民課
福祉部地域福祉課
福祉部障害福祉課
福祉部生活支援課
福祉部介護保険課
こども未来部こども支援課
健康医療部保健センター・予防歯科センター
健康医療部医療助成・年金課
健康医療部国民健康保険課

健康医療部保険収納課

教育推進部入園所相談課

健康医療部保険収納課

教育推進部教育総務課

教育推進部入園所相談課

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。